

【資料3-2】

豊かな長寿社会創造カンファレンス開催事業業務委託 企画提案競技審査基準

1 目的

この基準は、「豊かな長寿社会創造カンファレンス開催事業業務委託」について、企画提案競技により提出された企画提案書の審査に関し必要な事項を定める。

2 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、別表のとおりとする。
- (2) 各委員の評点は100点満点とする。
- (3) 審査委員は審査項目ごとに評点を付すこととし、各委員の評点は各項目の配点に重要度に応じた係数を乗じて得た点数とする。ただし、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、事務局において評点を算出する。
- (4) 各委員の評点を合計し、審査委員数で除して得た点数を企画提案者の評点とする。

3 評点基準

委託事業が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託事業が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託事業が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

	A	B	C	D	E
評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5段階評価	5	4	3	2	1

4 重要度に応じて乗じる係数

次の観点により、評価項目ごとに以下のとおり設定する。

観点	重要度が高い項目	左記以外の項目
乗じる係数	2	1

【別表】

審査項目	配点	評価基準・判断基準
1 事業に対する理解	小計 10	
①事業に対する理解	10	・本事業の趣旨や目的を十分理解しているか。
2 業務遂行能力	小計 30	
①業務実施体制	10	・業務を実施する上で、十分な体制が整っているか。
②学術的知見	10	・超高齢社会における課題や国内外におけるテクノロジーの発展の動向について、十分な知見を有しているか。
③危機管理	5	・配信時のネットワーク障害や機材トラブル、冬季の悪天候による影響等への対策が立てられているか。
④業務実績	5	・過去に同種の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。
3 提案内容の具体性・有効性	小計 40	
①シンポジウムの企画内容	10	・県民や県内事業者の関心を強く惹きつけられる内容を有した提案となっているか。
②登壇候補者	10	・登壇者の専門性や知名度、交渉の見通しが十分な提案となっているか。
③アンケート	10	・アンケート調査の内容が今後の施策に活かせる内容となっているか。 ・回収率を高める工夫が見られる提案となっているか。
④スケジュール	5	・スケジュールは具体的かつ無理のないものとなっているか。
⑤独自提案等	5	・提案内容には、提案者の独自性が盛り込まれているか。 ・その他、特別考慮できるような加点要素があるか。
4 経費の妥当性	小計 10	
①経費の積算	5	・経費の積算は、必要な費用が全て盛り込まれているか。
②見積金額	5	・見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。
5 その他	小計 10	
賃金水準の向上	5	・下記、配点表1を参照
女性の活躍推進	5	・下記、配点表2を参照
合計	100	

配点表1（賃金水準の向上）

大区分	設定区分例		配点
	小区分		
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上		3
	2.00%以上		4
	3.00%以上		5

配点表2（女性の活躍推進）

大区分	設定区分例		配点	
	小区分			
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	各0.25	最大0.5
えるぼしチャレンジ企業認定※2		次世代法 ※3		
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1	最大3
		プラチナえるぼし	1.5	
	次世代法 ※3	くるみん	2	
		プラチナくるみん	1.5	
秋田県知事表彰の受賞	若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5	
	女性の活躍推進企業表彰	各0.5	最大1	
	子ども・子育て支援知事表彰			
男女共同参画社会づくり表彰				
合計				5

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）